

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成31年2月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800554号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800105号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年6月1日から平成20年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年6月から平成20年10月までの標準報酬月額については9万8,000円から15万円とする。

平成19年6月から平成20年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成20年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月1日から平成20年11月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便の月別状況と給与支給明細書及び給料明細書を突き合わせたところ、ねんきん定期便に記載された、厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に支給された給与額より低く記録されている上、保険料納付額は、給与から控除された厚生年金保険料よりも低い額であることがわかった。給与支給明細書及び給料明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び給料明細書(以下「給与支給明細書」という。)並びにC銀行から提出された請求者の請求期間に係る流動性預金取引明細表により、請求者は、D社(以下「事業主」という。)から給与の支払を受けていたことが確認できるところ、事業主は、請求者は「D社」の正社員として勤務していたとした上で、請求期間当時、同社は、社会保険には加入していなかったため、関連会社であるA社の厚生年金保険の被保険者として加入させていた旨回答している。

請求期間については、日本年金機構は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は15万円が妥当である旨回答しているところ、請求者から提出された「D

社」の給与支給明細書により、請求者が、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険被保険者資格取得時及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）（15万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記日本年金機構の回答、本来の報酬月額及び給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、訂正前の厚生年金保険料との差額についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800428号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800034号

第1 結論

平成2年3月、同年4月、同年9月、同年10月及び平成3年3月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年3月及び同年4月
② 平成2年9月及び同年10月
③ 平成3年3月から同年7月まで

私は、会社を退職する都度、A市役所に行き、国民年金に切り替える手続を行い、職員に指示された金額の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間が未納となっている。請求期間当時の詳しい状況についての記憶はなく、市役所に年金手帳を持参したかもしれないが、市役所で国民年金に切り替える手続を行い、指示どおりの保険料を納付していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③については、会社を退職する都度、A市役所に行き、国民年金に切り替える手続を行い、職員に指示された金額の国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、請求者は、自分が記憶していることは、会社を辞めたらすぐに市役所に行き、国民年金に切り替える手続を行ったことと、国民年金保険料を、市役所担当者の指示どおりに納付したということだけであり、それ以外の詳細なことを聞かれても答えようがないとしており、請求期間①、②及び③について、当時の具体的な保険料の納付金額、A市役所から交付された納付書の交付回数及び手続する際に年金手帳を持参したかなどについての記憶がなく、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求期間①前の平成元年9月1日から同年11月13日までの期間が国民年金被保険者期間であり、平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料は納付されており、平成元年11月13日付けの国民年金の被保険者資格の喪失については平成2年1月4日に資格喪失処理が行われていることが確認でき、請求期間①、②及び③は、いずれも平

成5年12月28日に国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、いずれの期間も、それまでは国民年金の未加入期間であったことから、制度上、保険料の納付ができない期間である上、当該記録追加された時点では、請求期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者が所持する年金手帳のうち、国民年金手帳記号番号(*)が記載されている年金手帳の国民年金の記録(1)の「被保険者となった日又は被保険者等の種別の変更があった日」欄には、平成元年9月1日と記載されている、その下の欄に、当初は平成5年9月21日と記載したものを二重線で消しA市印を押印し、平成2年3月3日に訂正していることが確認できる。

加えて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索等による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①、②及び③について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800414号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月1日から平成6年9月30日まで

私は、請求期間について、A社又は所在地及び代表取締役が同一であったB社に営業として勤務していた。当時の氏名は、「C D」又は「C E」の可能性がある。当該期間の記録が空白となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社又はB社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の者に照会したところ、A社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の者の回答により、請求者は、期間の特定はできないものの、A社又はB社に営業として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社又はB社における雇用保険の加入記録を確認することができない上、A社及びB社の元代表取締役は、請求者の雇用形態、勤務形態、給与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料はなく当時の状況は不明と回答及び陳述している。

また、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所の担当者は、A社に係る資料は残されていない旨陳述しており、B社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は連絡先が特定できず、請求者の請求期間に係る届出について確認することができない上、A社又はB社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の者に照会したが、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により、A社及びB社の被保険者整理番号に欠番はなく、事業所記録の最終払出整番(整理番号)の数と被保険者数はそれぞれ一致している。

加えて、請求者の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録により、平成6年2月から3月頃にF市で払い出されたものと推測されることから、請求者は、請求期間の一部の期間においてF市に居住していたことがうかがえるところ、請求者は、F市に居住していた頃は就業していなかった旨陳述している。

また、請求者が請求期間当時の住所地とするG市（当時は、H市）によると、請求期間当時の課税資料は保存期間経過のため記録がない旨回答している上、請求者が請求期間当時、給与の受取口座として指定していたとする金融機関によると、請求期間当時の取引記録は保存期限経過のため記録がない旨回答していることから、請求者に係る給与の支払及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、請求者が請求期間当時使用していたと思われるとする氏名「I D」、「I E」、「C D」、「C E」等をオンライン記録により検索したが、請求者の請求期間に係る記録は確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。